

京都府U I J ターン人材就業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 知事は、府内事業者の人材確保を支援するとともに、府内産業の振興及び更なる雇用の促進を図るため、府内事業者が行うU I J ターン人材の雇用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、U I J ターン人材とは、次に掲げる要件を満たす者をいう。

- (1) 就業開始前において、府外に居住し、就業に伴い、府内へ移住を予定していること
- (2) 採用決定時において学生でないこと
- (3) 京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」に登録し、求職活動を行っていること
- (4) 京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」の公開求人（「京都府外在住の方も歓迎」の記載があるものに限る。）に応募し、就業が予定されていること

2 府内事業者とは、府内に主たる事務所又は事業所を有する企業または個人事業主とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助対象者の採用決定時に知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係わる仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係わる消費税及び地方消費

税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の変更の承認申請)

第6条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更の場合は、その限りでない。

(1) 補助金の額

(2) 事業内容

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延などの報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠

となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに別記第6号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成27年10月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
府外在住の求職者の雇用	府内事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者。 1 京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」に「京都府外在住の方も歓迎」の文言を記載した求人を公開し、当該ナビに登録している府外在住の人材（就業内定時に学生でない者）の雇い入れを実施すること。 2 採用した者が、京都府内に居住し、京都府内の事業所で就業すること。	補助対象事業に要する経費で、次に掲げるもの。 1 入社後3箇月間に支払った給与（賃金及び就業規則に定められた諸手当）及び社会保険料（事業主負担分） 2 採用した者に対し、事業主が負担する次の経費 (1)採用選考に係る交通費 (2)転居先決定までの宿泊費 (3)本人及び家族の転居に要した経費 3 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	採用した者一人当たり300千円 但し補助対象経費1については、月額100千円